

# 支部の相談会には早めの参加予約を！



**尾北民商**  
ニュース

2022年  
1月31日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 【当面の日程】

日	曜	予定
1/31	月	なんでも相談会(岩倉)
2/1	火	無料法律相談
2	水	なんでも相談会(扶桑)
3	木	相談会(扶桑)
4	金	
5	土	相談会(岩倉・扶桑)
6	日	相談会(扶桑)
7	月	
8	火	無料法律相談
9	水	相談会(宮草・岩倉・扶桑)
10	木	
11	金	
12	土	相談会(岩倉・扶桑)
13	日	相談会(宮草)
14	月	
15	火	相談会(江南中・東)
16	水	相談会(宮草) 無料法律相談
17	木	相談会(江南北・西・布袋)
18	金	相談会(江南中・東・大口)
19	土	相談会(犬山・扶桑・その他)
20	日	相談会(宮草・犬山・扶桑)

確定申告のための相談会が各支部で始まっています。  
しかし新型コロナウイルスによる感染症拡大は第6波を数え、なお収まる気配はありません。地域の業者の生業の継続に、かつてない困難が降りかかっています。

民商内での感染を避けて、私たち一人一人の健康を守るために、本年の相談会も予約制が基本となります。各支部からの呼びかけに応え、あらかじめ参加予約の上で相談会場にお越しく下さい。



マスクの着用、手指の消毒、体温の計測などの、感染対策の徹底にもご協力をお願いします。  
皆で力を合わせて会場の人口密度を下げ、待ち時間が少ない相談会を実現しましょう。

## 事業復活支援金が始まります！

コロナ禍の影響で売上が下がった業者に交付される事業復活支援金について、1月18日に発表が行われました。公式HPが公開され、1月31日(月)から申請が可能になるとのことです。

「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のどれかと比べて、昨年11月～今年3月の売上が一月でも3割以上減少していれば、この支援金の対象になります。

交付額は、個人最大50万円(売上5割以上減)、年売上1億以下の法人は最大100万円(売上5割以上減)です。(売上3割以上5割未満減は個人最大30万円、法人最大60万円)

手順としては、ネットでアカウント登録の後、必要書類を用意して審

査機関で事前審査を受け、認証されたら申請が可能になります。

必要書類は1.確定申告書、2.売上台帳、3.本人確認書類の写し、4.通帳の写し、5.その他中小企業庁が必要と認める書類とされていますが、申請開始までに追加される可能性があります。

事業復活支援金は、コロナの影響を受けていれば業種・地域を問わないとされています。



相談会には「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」

と「憲法改悪を許さない全国署名」を集めて来てください！

消費税は私たちの生活費に課税する不公平で憲法違反の税です。インボイス制度は担税力のない業者に消費税の申告納付を押し付けます。私たちが平和に暮らす権利を守るため、2つの署名にご協力ください。